

資料 1

入間市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の要旨（議案第6号）

1 改正内容

(1) 給料表の改正【平成30年4月1日適用】

○平均で0.16%の引上げ（平均549円）

(2) 諸手当の改正

○勤勉手当

・平成30年度12月期に支給する勤勉手当の支給割合を引上げ

（一般職：0.05月分、再任用職：0.05月分）

【平成30年12月1日適用】

・平成31年度以後の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を改正

【平成31年4月1日適用】

○期末手当

・平成31年度以後の6月期及び12月期の期末手当の支給割合を改正

【平成31年4月1日適用】

□期末・勤勉手当の支給割合《一般職》

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
30年度 〔現 行〕	期末手当	1.225	1.375	2.60	4.40月
	勤勉手当	0.900	0.900	1.80	
30年度 〔改 定〕	期末手当	1.225	1.375	2.60	4.45月
	勤勉手当	0.900	0.950	1.85	
31年度 以 後	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.45月
	勤勉手当	0.925	0.925	1.85	

□期末・勤勉手当の支給割合《再任用職》

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
30年度 〔現 行〕	期末手当	0.650	0.800	1.45	2.30月
	勤勉手当	0.425	0.425	0.85	
30年度 〔改 定〕	期末手当	0.650	0.800	1.45	2.35月
	勤勉手当	0.425	0.475	0.90	
31年度 以 後	期末手当	0.725	0.725	1.45	2.35月
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	

○宿日直手当

・宿日直勤務を行った職員の手当を200円引き上げ【平成30年4月1日適用】

(3) 給料の切替えに伴う経過措置の延長【平成31年4月1日適用】

○平成28年度に実施した給与制度の総合的見直しによる給料の切替えに伴う経過措置（現給保障）を平成33年3月31日まで延長